

令和5年業種別署別労働災害発生状況（8月末累計）
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

業 種	令和5年(8月末累計)						令和4年(8月末累計)						局計対令和4年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	63	(1) 38	6	2	1	(1) 110	48	38	10	3	9	108	2	1.9
食 料 品 製 造 業	36	21	6	1		64	34	22	8		5	69	▽ 5	▽ 7.2
鉱 業						0						0	0	-
建 設 業	48	(3) 48	4	2	8	(3) 110	52	40	15	6	5	118	▽ 8	▽ 6.8
土 木 工 事 業	9	8	1	1	4	23	8	4	3	3	1	19	4	21.1
建 築 工 事 業	27	(2) 36	2	1	3	(2) 69	42	31	8	2	4	87	▽ 18	▽ 20.7
交 通 運 輸 事 業	15	5				20	11	2			1	14	6	42.9
陸 上 貨 物 運 送 事 業	29	8		(1) 2	3	(1) 42	30	9		1		40	2	5.0
港 湾 荷 役 業	2		1	1	1	5				2	2	4	1	25.0
林 業	1		1	2		4							4	-
農 業、畜 産・水 産 業	4	2	2		4	12	7	2	6	1	1	17	▽ 5	▽ 29.4
第三次産業（運輸を除く）	262	164	37	26	29	518	(1) 206	150	19	21	19	(1) 415	103	24.8
商 業	76	47	3	4	5	135	56	48	3	2	3	112	23	20.5
小 売 業	43	40	3	3	2	91	31	39	2	2	3	77	14	18.2
接 客 娯 楽 業	31	32	12	8	12	95	28	19	5	3	7	62	33	53.2
旅 館・ホ テ ル	11	10	6	4	4	35	9	10	2	2	4	27	8	29.2
飲 食 店	14	16	3	2	3	38	13	8	2	1	2	26	12	46.2
保 健 衛 生 業	67	45	10	3	5	130	62	43	4	6	6	121	9	7.4
社 会 福 祉 施 設	43	33	8	2	5	91	40	29	4	4	6	83	8	9.6
ビ ル メン テ ナンス 業	27	6	2	7	3	45	24	11	3	2		40	5	12.5
そ の 他 の 業 種	61	34	10	4	4	113	(1) 36	29	4	8	3	(1) 80	33	41.3
全 産 業	(0) 424	(4) 265	(0) 51	(1) 35	(0) 46	(5) 821	(1) 354	(0) 241	(0) 52	(0) 34	(0) 35	(1) 716	105	14.7

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（じふ）を除く、官公署、その他の事業を示す。

令和5年死亡災害発生状況（8月末累計）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1～9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れリフトが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖縄	崩壊・倒壊	移動式クレーン	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1～9	移動式クレーン（トラック積載型クレーン）を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式クレーンの旋回体の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃したもの。
3	沖縄	激突され	解体用機械	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1～9	解体用二車を装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板を二車に引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しをしようとしたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。
4	宮古	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	一般港湾運送業	6月下旬	60歳台以上	30～49	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災したもの。
5	沖縄	崩壊・倒壊	石、砂、砂利	その他の土石製品製造業	6月下旬	40歳台	1～9	被災者が鉄製アングルに立てかけられた石版（重量約300kg/枚）を重機により持ち上げるため、吊り上げ用クランプを固定する作業の際、鉄製アングルが破損し、石版約35枚が被災者の上に倒れ、はさまれたもの。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

秋の休暇を楽しんで
心に残る思い出を。

Refresh
もともと自分らしい
働き方
休み方

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇取得計画策定による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

（株）厚生労働局 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
労働基準局ホームページ | <https://www.horokanai.mhlw.go.jp/>
「年次有給休暇取得促進期間」について | <https://www.horokanai.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進ポスター | <https://www.horokanai.mhlw.go.jp/>

働きがいの
そばには労働保険。

労働保険
労働保険・雇用保険

雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一歩でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能！口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークにご相談ください。
<https://www.mhlw.go.jp> | <https://www.mhlw.go.jp> | 03-3526-2000

事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。
このリーフレットは、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などを確認の上、
まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労災保険
労働者が仕事（業務）や活動が原因で発生した場合、負傷になった場合や手元にもおこりになった場合に、被災労働者やご遺族を支援するための給付等を行っています。

雇用保険
労働者が失業した場合や育児、介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続義務のある事業場
正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。
※正社員以外にパート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は、労働基準監督署に届出を提出する必要があります。

労働者とは？
労働者とは、正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者として就業が認められる者をいいます。
労務関係、就業関係（パート、アルバイト）などにかかわらず、労働者として就業が認められる者をいいます。
※正社員以外にパート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は、労働基準監督署に届出を提出する必要があります。

成立手続を怠ると？
1 遅って保険料を徴収するほか、過徴金も徴収します。
労働局、労働基準監督署又はハローワークから指摘を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、未納の保険料に加え延滞金を徴収し、労働基準監督署に送達します。その際、労働保険料は未納を行っていた期間の延滞金について罰金に処置することになり、併せて、罰金を徴収します。また、労働保険料や延滞金を支払わない場合には、滞納者の記録について罰金等の処置を行います。

2 労働災害が生じた場合、労働保険給付の全部又は一部を徴収します。
事業主が、被災又は重大な負傷により労働保険の成立手続を行っていない労働者の被害に遭った労働者について労働保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による労働者の健康の保護、労働給付に要した費用に相当する額の全部又は一部を事業主に徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。
雇用保険助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成し、特定労働者雇用奨励金（高齢者に生じた事業主に対して、雇用維持に努める個人に助成する）など）は、労働基準法の規定により、労働者のための雇用保険助成金については、労働基準法の規定による労働者の健康の保護、労働給付に要した費用に相当する額の全部又は一部を事業主に徴収します。

電子申請での手続、口座振替納付が便利。

電子申請での手続は、24時間、365日いつでも手続き可能！口座振替納付も便利

労働基準局ホームページ | <https://www.mhlw.go.jp> | 03-3526-2000